

埼玉県警察本部訓令第7号

埼玉県警察電話通話規程を次のように定める。

平成12年3月14日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察電話通話規程

埼玉県警察電話県内通話規程（平成9年埼玉県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 警察電話通話（第6条）

第3章 加入電話及び国際電話（第7条・第8条）

第4章 災害発生時の警察本部内線電話の発着信規制（第9条・第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察電話規則（昭和30年国家公安委員会規則第7号）、警察電話要則（昭和42年警察庁訓令第4号）等の定めによるほか、警察電話による通話（以下「警察電話通話」という。）及び警察本部長名義で民間会社との契約を行った加入電話（以下「加入電話」という。）による通話の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交換室の設置）

第2条 警察本部、埼玉県警察運転免許センター、警備部機動隊、警察学校及び警察署に、交換室を置く。

（有線統制官の指定）

第3条 交換室に、有線統制官を置く。

2 有線統制官には、次の各号に掲げる交換室に応じ、それぞれ当該各号の定める者をもって充てる。

- (1) 警察本部の交換室 警務部警務課長
- (2) 埼玉県警察運転免許センターの交換室 交通部運転免許本部運転免許課長
- (3) 警備部機動隊の交換室 警備部機動隊長
- (4) 警察学校の交換室 警察学校長

(5) 警察署の交換室 警察署長

(障害等の通報等)

第4条 有線統制官は、警察電話及び加入電話に障害等が発生した場合は、その内容を速やかに関東管区警察局埼玉県情報通信部機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）に通報するものとする。

(通話の交換方式)

第5条 通話の交換方式の種類は、次に掲げる区分とする。

(1) 自動即時扱い 発信者が電話番号により電話機等を操作して、着信者の電話機又は着信交換室に接続するもの

(2) 手動即時扱い 交換室が通話の発信申出を受け付けて、直ちに接続を行うもの

第2章 警察電話通話

(警察電話通話の発信手続)

第6条 警察電話通話による交換方式は、原則として、自動即時扱いとする。ただし、有線統制官が必要であると認めたときは、手動即時扱いとすることができる。

第3章 加入電話及び国際電話

(加入電話への発信手続)

第7条 加入電話による通話は、自動即時扱いとする。

(国際電話通話の発信手続)

第8条 国際通話による通話（以下「国際電話通話」という。）は、交換室の加入電話から発信しなければならない。ただし、有線統制官があらかじめ承認した加入電話の場合は、この限りでない。

2 前項前段の規程により国際電話通話を発信しようとする者は、次の各号に掲げる事項を交換室に申し出るものとする。

(1) 発信者の職名、氏名及び電話番号

(2) 着信者の国名及び電話番号

3 前項の申出を受けて国際電話通信を発信した場合は、その旨を警察本部に係る有線統制官（以下「本部有線統制官」という。）にあつては総務部財務局会計課長に、警察本部以外の各交換室に係る有線統制官にあつてはそれぞれの所属の庶務係又は会計課長（会計課長が配置されていないときは会計係長）にそれぞれ通知しなければならない。

第4章 災害発生時の警察本部内線電話の発着信規制

(発着信の規制)

第9条 本部有線統制官は、警察本部内の警察電話（以下「内線電話」という。）による通話が異常に増加し、そのまま放置すれば障害等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該内線電話の発着信を規制することができる。

2 内線電話の発着信の規制範囲は、機動通信課長との密接な連絡の元にこれを行うものとする。

3 内線電話の発信の規制は原則として一括して行い、その解除は通話のふくそう状況に応じて段階的に行うものとする。

4 本部有線統制官は、第1項の規程により内線電話の発着信を規制した場合は、その旨を庁内放送等により、速やかに職員に周知徹底するものとする。

(発着信規制電話機の指定)

第10条 発着信規制の対象となる電話機は、本部有線統制官がその都度指定するものとする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。